



平成23年8月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 青 森 銀 行  
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 浜 谷 哲  
(コード番号 8342 東証第一部)  
問 合 せ 先 総 合 企 画 部 長 石 川 啓 太 郎  
(TEL. 017-777-1111)

## 従業員持株E S O P信託の導入（詳細決定）に関するお知らせ

当行は、平成23年1月27日開催の取締役会において、従業員に対して株価上昇へのインセンティブを付与するとともに、福利厚生制度をより一層充実させることを目的として、「従業員持株E S O P信託」（以下「E S O P信託」といいます。）の導入を決議いたしました。平成23年8月25日開催の取締役会において、本信託の設定時期、期間等の詳細について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. E S O P 信託導入の目的

- (1) 従業員が当行株価への意識をより一層高め、中長期的な業績向上と企業価値向上に向けて業務に取り組むことにより株主価値向上を図る。
- (2) 従業員への福利厚生制度の拡充としてインセンティブを高めることによる勤労意欲の向上や生産性向上を図る。

#### 2. E S O P 信託の概要

- (1) E S O P 信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当行株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものをいいます。
- (2) 当行が「青森銀行職員持株会」（以下「当行持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足するものを受益者とする信託を設定し、当該信託は今後約5年間にわたり当行持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を一括して取得します。
- (3) その後、当該信託は当行株式を毎月一定日に当行持株会に売却します。
- (4) 信託終了時に、株価の上昇により、信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。
- (5) 株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当行が借入先の銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

- (6) 当該信託は、その保有する当行株式に係る議決権を、当行持株会の議決権行使割合に応じて行使します。
- (7) 当該信託の概要につきましては、平成23年1月27日に開示いたしました「従業員持株E S O P信託の導入に関するお知らせ」をご覧ください。
- (8) なお、当該信託の導入に伴い、現在当行が保有する自己株式4,753,900株(平成23年7月31日)のうち3,333,000株(849,915千円相当)を当該信託に対して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日発表いたしました「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

### 3. 信託契約の概要

- |          |  |
|----------|--|
| ①信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託(他益信託)                                      |
| ②信託の目的   | 当行持株会に対する当行株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する当行従業員に対する福利厚生制度の拡充 |
| ③委託者     | 当行   |
| ④受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社  |
| ⑤受益者     | 当行持株会加入員のうち受益者要件を充足する者                                 |
| ⑥信託管理人   | 専門実務家であって、当行と利害関係のない第三者                                |
| ⑦信託契約日   | 平成23年9月12日   |
| ⑧信託の期間   | 平成23年9月12日～平成28年9月20日                                  |
| ⑨議決権行使   | 受託者は、当行持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当行株式の議決権を行使します。     |
| ⑩取得株式の種類 | 当行普通株式   |
| ⑪取得株式の総額 | 849,915,000円   |
| ⑫株式の取得方法 | 当行自己株式の第三者割当により取得                                      |

以上